#### I. 事実の概要

5

看護師である X は、入院患者 A に風邪薬を支給すべきするところ、過失によって、致死 量の劇薬を支給した。他方で、相前後して、別の看護師Yも、Aに風邪薬と一緒に飲む予定 の胃薬を支給すべきところ、過失によって、致死量の劇薬を支給した。その後 A は、これ らの事情に気付かないまま、支給された両方の劇薬を一緒に飲み、死亡した。尚、X と Y の間に意思の連絡はなく、両者が支給した劇薬は全く同種同質のものであり、どちらの劇薬 10 の作用により A が死亡したのかは明らかではない。

XとYの罪責を論ぜよ。

# Ⅱ. 問題の所在

行為者の行為の一方を除去した場合でも結果が発生するような、択一的競合の事例にお いては、「あれなければこれなし」という条件関係が存在せず、因果関係が認められないの 15ではないか。

# Ⅲ. 学説の状況

#### A 説:条件関係修正説(一括消去説)1

いくつかの条件のうち、いずれかを除去しても結果は発生するが、すべての条件を除けば 20 結果が発生しない場合には、すべての条件につき因果関係を肯定する説。

#### B 說:結果回避可能性說(論理的結合說)2

「あれなければこれなし」という条件関係には、当該結果が回避可能であったか(結果回 避可能性)を判断するという特別の意味があり、結果回避可能性がない場合には条件関係の 25存在を否定する説。不作為犯(最決平成元・12・5)及び過失犯(大判昭和 4・4・11)において 結論として認められてきたことであり、そのような要件を要求する趣旨・根拠からすれば、 故意作為犯にも当てはまるとする。

#### 30 C 說:合法則的条件說3

「あれなければこれなし」という条件関係は、行為と結果との間の事実的な因果関係を判 断するための補助公式であり、それ自体に絶対的な意味があるわけではないとし、行為が原

<sup>1</sup> 前田雅英『刑法総論[第6版]』(東京大学出版会,2015年)128頁、松原芳博『刑法総論[第2版]』(日本評 論社,2017年)64頁。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 高橋則夫『刑法総論[第 2 版]』(成文堂, 2010 年) 119 頁。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 山口厚『刑法総論[第 3 版]』(有斐閣, 2016 年) 82 頁、山中敬一『刑法総論[第 3 版]』(有斐閣, 2016 年) 296 頁以下、西田典之『刑法総論[第2版]』(弘文堂, 2010年) 98 頁。

因となって、その作用により結果が発生した(自然法則)と認められる場合には、たとえ「行 為なければ結果なし」とはいえないとしても、行為と結果との間に事実的な因果関係を肯定 する説。

### 5 IV. 判例

15

35

該当判例なし。

# V. 学説の検討

#### B 說:結果回避可能性説(論理的結合説)

10 本件で、X、Yいずれかの行為がなかったとしても、Aの死亡という当該結果の回避可能性はなかったといえるため、XとYのそれぞれの行為について、条件関係の存在は否定されるといえる。X、Yの行為を単独で見れば条件関係を肯定できるのに、本説においては条件関係が否定されてしまい、不合理であるといえる。

また、X、Yが単独でAに致死量の半分の劇薬を支給した場合(重畳的因果関係)には、X、Yいずれかの行為が無ければAの死亡という当該結果の回避可能性はあったといえ、少なくとも「条件関係」は肯定されることとなり不合理である。

したがって、検察側は本説を採用しない。

#### C 説:合法則的条件説

20 本件では、Aの死亡という結果が X の行為によって起こったものか Y の行為によって起こったものなのか不明であり、それぞれの行為と A の死亡結果とを自然法則により説明することができない。本説によると原因となった行為の作用によって結果が発生したとき、それぞれが自然法則により説明できるか形でつながっていた場合において行為と結果との間に事実的な因果関係を認めることができるので、本件のような択一的競合事例において C 説を採用するのは妥当ではない。

したがって検察側は本説を採用しない。

# A 説:条件関係修正説(一括消去説)

本件において、「あれなければこれなし」の条件公式を用いると、例えばXの行為がなかったとしても、Yの行為によってAは死亡したと考えられる。よって、Xの行為とAの死亡との間の条件関係は否定されてしまう。

しかし、それぞれが独立して人を殺害しうる行為をし、その結果人が死んでいるのに両者の行為について条件関係を否定することは不合理であること、結果が発生しているのにその点の責任を実行行為者に問えないのは不合理であること、重畳的因果関係の場合と比べて、より危険な行為をしていながら未遂にとどまるのは不合理であることから、条件関係を修正し条件関係を肯定すべきである。

したがって、検察側は本説を採用する。

# VI. 本間の検討

第1Xの罪責について

- 5 X が過失によって、入院患者 A に致死量の劇薬を支給し、A を死亡させた行為につき業務上過失致死罪(刑法 211 条前段)は成立するか。
  - (1)ア、本罪の「業務」とは、本来人が社会生活上の地位に基づき反復継続して行う行為であって、その行為は他人の生命身体等に危害を加える恐れのあるものである。
- イ、本件について見るに X は看護師という地位に基づき、薬などの支給を患者へ反復継続 10 して行い、薬や支給方法によっては患者の生命身体に危害を加える恐れがあるため、「業務」 にあたる。
  - (2)ア、また、「業務上必要な注意を怠」るとは、その業務を行う際に要求される注意義務に違反することである。
- イ、本件について見るに、看護師が業務として薬剤を支給する際は、薬剤の種類、量などの 15 間違いがないか確認する注意義務が求められるが、X は胃薬と誤って致死量の劇薬を支給 しており、注意義務に違反したといえ、「業務上必要な注意を怠」ったと言える。
  - (3)また、本件では、Aの死亡という構成要件的結果が発生している。
  - (4)では、因果関係は認められるか。因果関係を認めるには、行為と結果の間に条件関係がなければならない。
- 20 ア、因果関係が認められるための条件関係とは、実行行為と結果の事実的な結合関係をいうところ、本間では、X・Y 両者とも致死量の劇薬を投与しており、X の行為がなくても Y は死亡したといえ、Y の行為がなくても死亡したと言える。そのため、事実的な結合関係がないため、条件関係が否定され、因果関係は認められないように思える。
- しかし、いずれの行為も単独で要件関係が認められるのに、現実に異なる二者の行為が競合 25 した場合に条件関係を認めないのは不合理である。そこで、A 説を採用し、本件のような択 一的事例の場合は条件関係を修正し、いくつかの条件のうち、いずれかを除去しても結果は 発生するが、すべての条件を除けば結果が発生しない場合には、すべての条件につき因果関 係を認めることができると解する。
- イ、本件では、X・Y 双方が致死量の劇薬を投与する行為はそれぞれに要件関係が認められる。また、X・Y 両方の条件を除去していれば A 死亡という結果は発生しない。よって、いくつかの条件のうち、いずれかを除去しても結果は発生するが、すべての条件を除けば結果が発生しない場合といえ、条件関係は存在し、すべての条件につき因果関係を認めることができる。したがって、X の当該行為と結果との間で因果関係は肯定される。
  - (5)以上より、Xの本件行為につき、業務上過失致死罪が成立する。
- 35 第2. Y の罪責

上記の通り、Yの行為についても、業務上過失致死罪(211条前段)が成立する。

# Ⅷ. 結論

X・Yは、本件行為につきそれぞれ、業務上過失致死罪(211条前段)を負う。

以上